

犯罪被害者等施策に係る会議等の参照条文

○ 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）（抄）

（設置及び所掌業務）

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

（組織）

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

（会長）

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する

（委員）

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○ 犯罪被害者等施策推進会議令（平成十七年政令第六十八号）（抄）

（専門委員）

第一条 犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

○ 基本計画策定・推進専門委員等会議の開催について（平成22年2月15日犯罪被害者等施策推進会議決定）（抄）

1. 犯罪被害者等基本計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込むべき事項の検討並びに犯罪被害者等のための施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行うため、基本計画策定・推進専門委員等会議（以下「専門委員等会議」という。）を開催する。

2. 専門委員等会議は、犯罪被害者等推進会議委員のうち国务大臣以外の者及び犯罪被害者等施策推進会議令（平成17年政令第68号）に基づく専門委員により開催する。